

土地区画整理審議会委員の選挙のお知らせ

審議会は、権利者の意思を出来るだけ事業の上に反映することと、事業が民主的かつ能率的に運営される趣旨で設けられる施行者の諮問機関であり、法律において審議会を設置することとなつております。

茂原駅前通り地区の審議会委員の定数は施行規模により10名と定められており、本年12月19日が任期満了による選挙となります。

審議会委員のおもな仕事

- 審議会が行うことができる具体的な権限には、①施行者が審議会の意見を聞かなければならぬ事項と②施行者が審議会の同意を必要とする事項があり、これらの議事について審議するものです。
- 意見を聞かなければならない事項
- 換地計画の作成、変更に関すること
- 仮換地の指定に関すること
- 減価償金の交付に関すること
- 審議会の同意を必要とする事項
- 評議会員の選任
- 過小宅地または過小借地の基準の決定に関すること
- 地積が小さくて換地を定めない場合
- 大きな土地の地積を特に減じて換地する場合
- 立体換地に関すること

●審議会委員の任期
平成15年12月20日から
5年

審議会委員10名の構成

・学識経験者	2名
(市長が選任します)	

立候補の受付

立候補しようとする者は立候補届、推薦による場合は、立候補推薦届及び承諾書を提出することにより候補者となることができる。

立候補受付期間

平成15年11月10日から
平成15年11月19日まで(予定)

受付時間

午前8時30分から午後5時まで

受付場所

午前8時30分から午後5時まで
受付場所 都市整備課

選挙内閣

選挙期日の公告

平成15年9月8日
(市の掲示板にて公告を行いました)

選挙期日

平成15年12月14日(日)

選挙人名簿の縦覧

平成15年10月14日
平成15年10月27日

平成15年10月27日
なお、異議のある方はこの縦覧期間中に申し出て下さい。場所…都市整備課

共有者及び共同借地権者の方

9月8日 選挙期日の公告

9月14日 選挙人名簿作成基準日

9月28日 選挙人名簿の縦覧開始

10月7日 選挙人名簿の縦覧完了

10月14日 選挙人名簿の縦覧開始

10月27日 選挙人名簿の縦覧完了

11月7日 選挙人名簿の訂正

11月10日 選挙人名簿の訂正の公告

11月19日 立候補届の締切日

12月4日 立候補者の氏名の公告

12月8日 選挙場並びに投票時間及び開票日時の公告

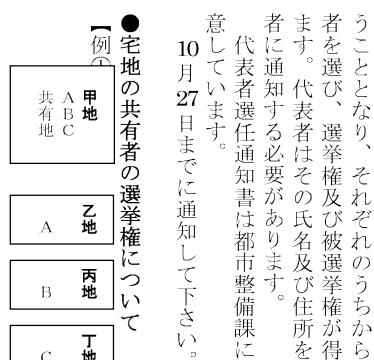
12月14日 選挙日

12月15日 当選人の公告

当選人への通知

選挙のスケジュール

宅地の共有者の選挙権について



宅地の共有者の選挙権について

甲地の共有者ABCは全て施行地区内にそれぞれ一個の所有地を所持している場合、甲地の共有権に基づく選挙権はなく、ABC各々一票が与えられる。

●被選挙権について
選挙権を有する者は被選挙権も有しますが、次に掲げる者は該当しません。
・未成年者
・禁業者または準禁業者
・禁ご以上の刑に処せられ、執行が終わるまで等

※選挙権についてはこのような制限はある

甲地の共有者のうちAが別に所有地を持たないので、甲地の代表者が一票与えられる。この場合、共有地の代表者が別に所有地を所持している、いないにかかわらず甲地の共有者の代表者・乙地B・丙地Cの3票が与えられる。